

(午後四時五十分閉會)

逋信省官制中改正ノ件第一回審査委員會

大正十三年十一月十一日(火曜日)本院事務所ニ

於テ開會

出席者

濱尾議長

一木副議長

審査委員長

穂積顧問官

審査委員

平山顧問官

有松顧問官

山川顧問官

古市顧問官

平沼顧問官

列席者

山縣顧問官

國務大臣

加藤内閣總理大臣

犬養遼信大臣

説明員

濱口大藏大臣

塚本法制局長官

黒崎法制局参事官

金森法制局参事官

田大藏次官

島山逓信省通信局長

最所逓信省経理局長

野本逓信書記官

二上書記官長

村上書記官

堀江書記官

(午後二時開會)

穂積委員長開會ヲ宣ス

加藤内閣總理大臣ヨリ今回一般ノ行政整理ヲ行フノ
必要ニ付説明アリ

山川顧問官ヨリ今回ノ行政整理ニ因リ罷免セララル

者ノ數ヲ問ヒ加藤内閣總理大臣ノ答辯アルヤ同顧
問官ハ更ニ失業者多數ヲ出ストハ思想ノ惡化ヲ
助長スルノ虞ナキヤニ付質問ヲ為シ加藤内閣總理
大臣ノ答辯アリ

平山顧問官ヨリ整理ニ伴フ一時賜金ノ額ニ付質問
アリ濱口大藏大臣之ニ答フ

有松顧問官ヨリ整理ニ因ル歳出減額ノ見込如何、其ノ
經濟上ニ及ホス影響如何、國債整理基金繰入ヲ増額
セサルヤ、税制整理ノ見込ナキヤ等ニ関シ質問ヲ為シ濱
口大藏大臣逐一之ニ答フ更ニ同顧問官ヨリ行政整理ハ

今回ヲ以テ打切ト為スヤヲ向ヒ加藤内閣總理大臣然ル旨ヲ答フ

平沼顧問官ヨリ人員ノ淘汰以外ニ於テ整理上根本的ノ方針ナキヤ等ニ付質問アリ加藤内閣總理大臣之ニ答フ

山川顧問官ヨリ退官者等ニ給與スル賜金額、官吏ノ年々退職死スル者ノ數等ニ関シ質問アリ濱口大藏大臣及塚本法制局長官ノ答辯アリ

穗積委員長ヨリ智識階級ノ失業者ノ社會ニ及ホス弊害ニ對スル緩和策ニ付質問ヲ為シ加藤内閣總理大臣ノ

答辯アリ

古市顧問官ヨリ監察官ノ廢止、航空局ヲ逓信者ノ外局ヨリ内局ニ移スコト等ニ関シ質問ヲ為シ加藤内閣總理大臣及犬養逓信大臣ノ答辯アリ

有松顧問官ヨリ逓信者ノ現業ニ對スル整理及郵便料金ノ値上ニ関スル質問アリ犬養逓信大臣之レニ答フ

次ニ有松顧問官ハ參事官ノ廢止ノ理由及附則第二項ノ必要如何ヲ向ヒ塚本法制局長官ノ説明アリ尚官制改正ト任用令トノ關係ニ付同顧問官ト法制局長官トノ間ニ問答アリ

平沼顧問官ヨリ航空局事務官ハ官ナリヤ職ナリヤ等ニ関
シ質問アリ塚本法制局長官之ニ答辯ス

右状ヲ穂積委員長閉會ヲ宣ス

(午後四時四十五分閉會)

逋信者官制中改正ノ件第二回審査委員會

大正十三年十一月十二日(水曜日)本院事務所

ニ於テ閉會

出席者

濱尾議長

一木副議長

審査委員長

穂積顧問官

審査委員

平山顧問官

有松顧問官

山川顧問官

古市顧問官

平沼顧問官

列席者

山縣顧問官

二上書記官長

村上書記官

堀江書記官

(午前十時四十五分開會)

穂積委員長開會ヲ宣シ本案ニ關スル各員ノ意見ヲ求ム

有松顧問官、濱尾議長、一木副議長等ノ間ニ意見ノ交換アリタル結果行政整理ノ大體ニ關スル意見ハ之ヲ他日ニ留保スルニ決シ本案ノ逐條審議ニ入ル

古市、平沼兩顧問官ヨリ監察官ハ廢止スルモ行政監督ノ必要ナルコトヲ報告書中ニ記載セラレタレトノ希望

ヲ述ヘ一同之ニ賛ス

更ニ参事官廢止ニ伴フ附則ノ説明方法等ニ関シテ
モ打合ヲ為ス

有松顧問官ノ意見ニ基キ逋信關係ノ官制改正ニ
依ル廢官ト同一名稱ノ新設官ニ對シテモ任用規程
制定ノ必要ヲ認メ此ノ事ヲ内閣ニ注意スルニ決ス
其ノ他本案ニ格別異議ナク之ヲ可決シ

穗積委員長閉會ヲ宣ス

(午後零時十分閉會)

各省官制通則中改正ノ件外二十七件第三回審査

委員會

(逋信省官制中改正ノ件委員
會ノ第三回ヨリ續ク)

大正十三年十一月二十一日(金曜日)本院事務所

ニ於テ開會

出席者

濱尾議長

一木副議長

審査委員長

穗積顧問官